

11 産業振興

1 商工業の状況

(1) 商 業

区 分	実 数		
	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数	2,589	2,712	2,699
従 業 者 数 (人)	19,348	22,000	22,479
年間商品販売額(万円)	98,576,900	106,182,300	101,371,300

※参考資料

24 年、28 年、令和 3 年・・・経済センサス活動調査（総務省）

区 分	実 数			構 成 比		
	24 年	28 年	令和 3 年	24 年	28 年	令和 3 年
事 業 所 数						
総 数	2,589	2,712	2,699	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	840	893	881	32.4	32.9	32.6
小 売 業	1,749	1,819	1,818	67.6	67.1	67.4
従業者数(人)						
総 数	19,348	22,000	22,479	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	7,512	8,020	8,116	38.8	36.5	36.1
小 売 業	11,836	13,980	14,363	61.2	63.5	63.9
年間商品販売額(万円)						
総 数	98,576,900	106,182,300	101,371,300	100.0	100.0	100.0
卸 売 業	76,079,600	76,717,600	73,732,200	77.2	72.3	72.7
小 売 業	22,497,300	29,464,800	27,639,100	22.8	27.7	27.3
一店当り年間販売額(万円)						
総 数	38,075	39,153	37,559	—	—	—
卸 売 業	90,571	85,910	83,691	—	—	—
小 売 業	12,863	16,198	15,203	—	—	—
売り場面積(㎡)						
小売業のみ	297,617	290,562	328,386	—	—	—

※年間商品販売額（万円）の総数は、単位未満を四捨五入しているため、卸売業と小売業の合計とは一致しません。

(2) 工 業

・主要産業別事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所に係る集計）

なお、表中の「×」は１又は２の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、３以上の事業所に関する数値であっても、１又は２の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としたものです。

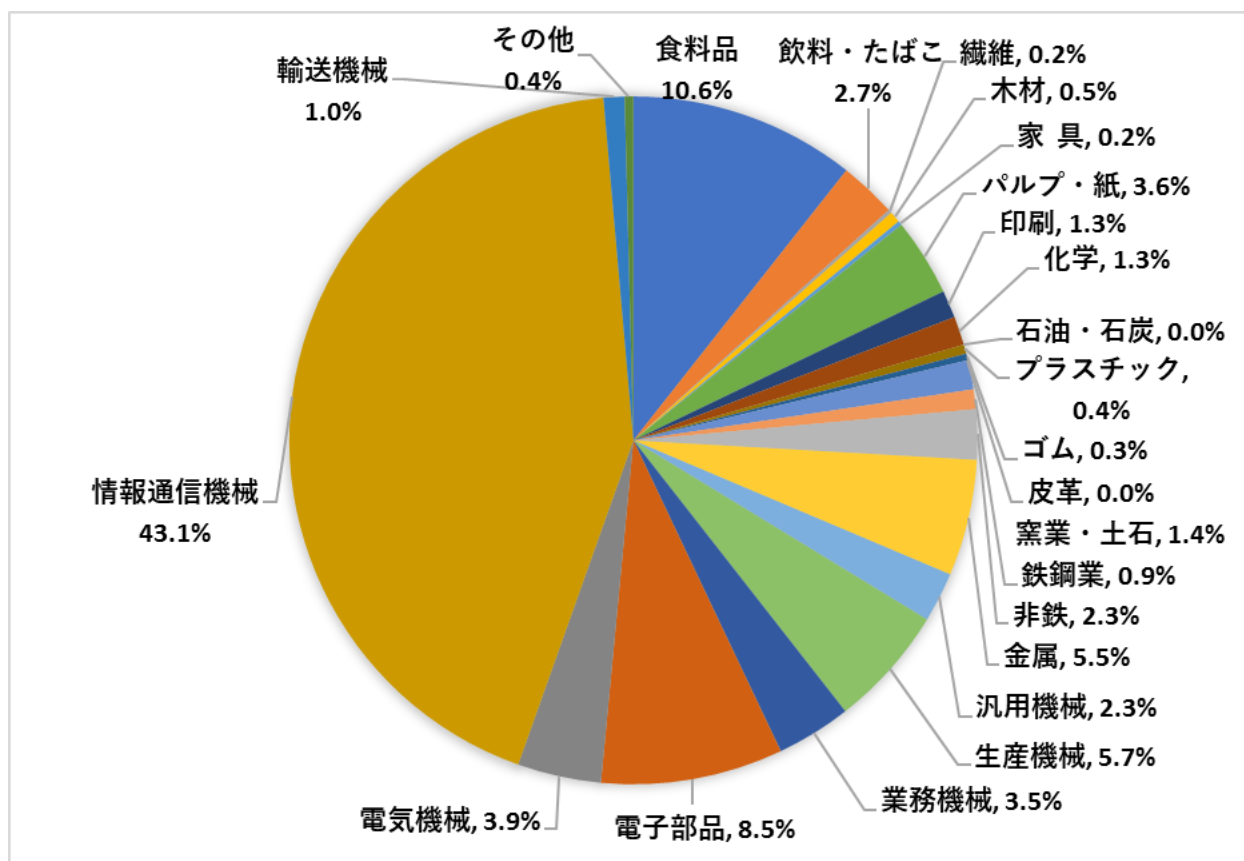
区分	事業所数(箇所)		構成比(%)		従業者数(人)		構成比(%)		製造品出荷額(万円)		構成比(%)	
	２年	３年	２年	３年	２年	３年	２年	３年	２年	３年	２年	３年
総数	298	317	100	100	13,682	12,977	100	100	58,262,573	51,928,496	100	100
食料品	54	56	18.1	17.7	2,783	2,023	20.3	15.6	6,174,271	5,505,259	10.6	10.6
飲料・たばこ	9	9	3	2.9	507	486	3.7	3.8	1,558,060	1,395,322	2.7	2.7
繊維	8	3	2.7	1	163	108	1.2	0.8	180,597	87,504	0.3	0.2
木材	7	6	2.4	1.9	176	140	1.3	1.1	359,875	271,745	0.6	0.5
家具	5	9	1.7	2.8	43	91	0.3	0.7	40,460	105,163	0.1	0.2
パルプ・紙	10	11	3.4	3.5	388	374	2.8	2.9	1,893,034	1,892,429	3.3	3.6
印刷	25	24	8.4	7.6	497	474	3.6	3.7	716,364	669,323	1.2	1.3
化学	3	3	1	1	326	118	2.4	0.9	548,018	697,374	0.9	1.3
石油・石炭	2	2	1	0.6	26	26	0.2	0.2	×	×	0	0
プラスチック	10	12	3.4	3.8	218	217	1.6	1.7	265,196	223,325	0.5	0.4
ゴム	4	4	1.3	1.3	220	222	1.6	1.7	160,514	161,196	0.3	0.3
皮革	1	2	0.3	0.6	6	15	0.1	0.1	×	×	0	0
窯業・土石	12	14	4	4.4	193	201	1.4	1.6	510,505	710,424	0.9	1.4
鉄鋼業	5	6	1.7	1.9	128	116	0.9	0.9	474,575	480,441	0.8	0.9
非鉄	4	5	1.3	1.6	237	241	1.7	1.9	1,322,994	1,218,361	2.3	2.4
金属	35	35	11.7	11	1,332	1,304	9.7	10.1	3,043,466	2,831,884	5.2	5.5
汎用機械	13	14	4.4	4.4	900	556	6.6	4.3	2,055,637	1,216,099	3.5	2.3
生産機械	26	29	8.7	9.1	1,194	1,279	8.7	9.9	3,342,374	2,950,087	5.7	5.7
業務機械	9	9	3	2.9	551	542	4	4.2	2,509,178	1,822,004	4.3	3.5
電子部品	7	9	2.4	2.9	1,697	2,132	12.4	16.4	3,620,205	4,431,330	6.2	8.5
電気機械	21	23	7	7.3	472	579	3.5	4.5	800,873	2,034,791	1.4	3.9
情報通信機械	5	6	1.7	1.9	1,247	1,204	9.1	9.3	27,858,173	22,364,627	47.8	43.1
輸送機械	4	7	1.3	2.2	198	316	1.5	2.4	479,843	510,568	0.8	1
その他	19	19	6.4	6	180	213	1.3	1.6	199,181	208,725	0.3	0.4

※参考資料

令和２年（令和元年実績）・・・・・・・・工業統計調査（経済産業省）

令和３年（令和２年実績）・・・・・・・・経済センサス活動調査（総務省）

・産業別製造品出荷額等の構成（従業員４人以上の事業所に係る集計）



2 商工業振興助成事業

本市における商工業者の育成と企業立地の促進を図るため、松本市商工業振興条例に基づき、必要な助成を行うことにより、商工業の振興並びに雇用機会の拡大を図ります。

助成内容

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）
高 度 化 事 業	中小企業団体が高度化を図るための施設設置（土地を除く。）に要する経費（高度化資金借入額を除く。）	10/100～ 15/100	3,000
	ただし商店街団体が行う事業は、施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100～ 1/3	4,000
共 同 施 設 設 置 事 業	中小企業団体が行う施設設置（街路灯等）に要する経費（土地を除く。）	20/100～ 1/3	2,000 （商店街団体の場合は4,000万円）
	中小企業団体が管理する街路灯の改修または修繕に要する経費	1/3	10/灯
	中小企業団体が管理する街路灯のLED化改修に要する経費	1/3	15/灯
工 場 等 用 地 取 得 事 業	用地取得費	20/100～ 30/100	15,000～20,000 （2年分割交付）
	雇用促進事業 当該従事者の雇用に要する経費	定額/人	500
工 場 等 設 置 事 業	工場等の新設・移設・増設に係る投下固定資産総額（土地を除く。）に対する固定資産税相当額	100/100	（3年間交付）
工 場 等 緑 化 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
公 害 防 止 施 設 設 置 事 業	施設改善に要する経費（土地を除く。）	20/100	1,000
従 業 員 福 利 厚 生 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000
技 術 者 養 成 施 設 設 置 事 業	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費	20/100	1,000

3 商店街の活性化

(1) 松本市商業ビジョン

中心市街地商業活性化研究会からの提言を踏まえ、直面する諸課題を松本市全体の課題として共有したうえで、今後 10 年間ににおける商業振興の方向性を明らかにし、実現性の高い施策を推進するための指針として、平成 31 年 4 月に、「松本市商業ビジョン」を、松本商工会議所とともに策定しました。計画中間年に当たる令和 5 年度は、施策の実施成果を評価検証するなど見直しを行います。

ア 目指す商業地の姿 「挑戦する商業者が創る、地域に愛される商業地」

商業者が積極的に活動し、お互いに切磋琢磨しながらも協力し、地域に支持され、愛されることにより、より多くの人を引き付ける魅力的な商業地をつくることを目指します。

イ 基本目標

目指す商業地の姿を実現するため、以下の 3 つの基本目標に基づき取り組んでいきます。

(ア) 商業を支える個店の経営力強化と創出

(イ) 魅力的な個店が集積する商業地の形成

(ウ) 中心市街地の商業地としての魅力を高めるまちづくり

(2) 商店街全体

商店街活動に対する支援として「松本市商店街活動振興事業補助金交付要綱」により補助を行っています。

商店街活動振興事業（主なもの）

名 称	補助対象経費	補助率	限度額（万円）	R4 補助団体
活動強化事業	商店街活動の強化を図るための企画等に要する経費	1/3	100	3
まちおこし事業	誘客イベントの開催に要する経費	1/3	100	7
賑わい創出事業	商店街に接する道路で歩行者天国を実施して開催する誘客イベントに要する経費	1/2	50	2

4 創業支援事業

(1) 新規開業家賃補助事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が店舗等を賃借して開業する際の店舗等賃借料の一部について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が店舗を賃借して開業する際の家賃

イ 補助期間 2 年間を限度

ウ 補助率

(ア) 1 年目 3/10 以内（上限 8 万円／月額）

※R2.1.1～R3.3.31 までに開業した事業者 6/10（補助上限 16 万円／月額）

R3.4.1～R4.3.31 までに開業した事業者 5/10（補助上限 14 万円／月額）

R4.4.1～R5.3.31 までに開業した事業者 4/10（補助上限 12 万円/月額）

(イ) 2 年目 2/10 以内（上限 6 万円/月額）

エ 対 象 者

新規開業者等で次の条件を全て満たす者

(ア) 原則として松本商工会議所の指導を受けていること。

(イ) 松本市に居住（法人の場合は法人登記）し、市税に滞納がないこと。

(ウ) 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。

(エ) 2 年以上継続して営業することが見込まれること。

(オ) 事業形態が中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当すること。

(カ) 業種は、中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外（代表例）：農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、
パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第 3 条第 1 項の適用を受ける飲食業

オ 新規開業者等

事業を営んでいない者又は営んでいた事業を取りやめた者で、新たな事業を開始する予定の者

カ 交付の決定

補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定

キ 令和 4 年度実績 126 件 37,137 千円

(2) 新規開業支援利子補給事業

新規開業者等の起業支援を目的に、新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子について補助を行います。

ア 対象事業費 新規開業者等が市又は県から融資あっせんを受けた制度資金等の利子

イ 補 助 期 間 2 年間を限度

ウ 補 助 額

(ア) 1 年目 利子相当額（全額）

(イ) 2 年目 利子相当額の 2/3 以内

エ 対 象 者 新規開業家賃補助事業と同様 ※ただし法人は対象外

オ 制度資金等

市又は県であっせんした次の融資

(ア) 市創業支援資金

(イ) 県信州創生推進資金（創業支援向け）

(ウ) 日本政策金融公庫の融資（創業支援向け）

カ 交付の決定

補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定

キ 令和 4 年度実績 72 件 3,266 千円

(3) 商業アドバイザー事業

松本市商業ビジョンに基づき、令和元年 11 月から、地域で活躍する現役の経営者を「商業アドバイザー」として委嘱し、主に創業 5 年未満の事業者に対する支援を行っています。

令和 4 年度実績 7 事業者を支援

(4) 松本地域事業者支援ネットワーク

松本市商業ビジョンに基づき、令和２年１月に 15 機関で構成された「松本地域事業者支援ネットワーク」を設立し、創業に関する支援情報の共有を図っています。

令和４年度実績 松本市地域事業者支援ネットワーク会議 1 回開催

5 空き店舗活用事業

商店街の空き店舗の解消を図るため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む際の店舗賃借料の一部について補助を行います。

- (1) 対象事業費 事業者が商店街の空き店舗を賃借して出店する際の家賃
- (2) 補 助 率 対象経費の 1/10 以内(中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は 2/10 以内)
- (3) 限 度 額 4 万円 (中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合は 8 万円以内)
- (4) 補 助 期 間 1 年間を限度
- (5) 用語の定義

ア 空き店舗 (次の条件をすべて満たすもの)

- (ア) 前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後 3 か月を経過しても入居者の決まらない店舗施設
- (イ) 建物の 1 階に位置すること (ただし中心市街地の場合は、建物の 1 階又は 2 階)。
- (ウ) 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないこと。
- (エ) 賃貸人が、補助対象者の 2 親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと
- (オ) 賃貸人が、法人の補助対象者の役員又は従業員でないこと
- (カ) 転貸物件の場合、契約書等で転貸が認められていること
- (キ) 店舗併用住宅の場合、事業に係る部分と居住に係る部分が明確に分けられること

イ 事業者

空き店舗を活用して事業を開始する予定の者

ウ 商店街

用途地域が商業地又は近隣商業地の地域に位置し、概ね 10 件以上の商店が近接して形成している商店街

エ 中心市街地

松本市立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の中心市街地を指す。

(6) 対 象 者

事業者のうち次の条件を全て満たす者

- ア 原則として松本商工会議所の指導を受けていること。
- イ 市税に滞納がないこと。
- ウ 営業に必要な許可等が取得されている、又は取得見込みであること。
- エ 1 年以上継続して営業することが見込まれること。
- オ 市内に店舗を有しない又は市内に有する店舗を継続して営業すること
- カ 事業形態が中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号又は第 6 号に該当すること。
- キ 業種は、中小企業信用保険法施行令第 1 条に規定する業種を営むこと。

※ 対象外（代表例）：農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、
パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法第3条第1項の適用を受ける飲食業

(7) 交付の決定

補助金交付の可否は「松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会」の審査を経て決定

(8) 令和4年度実績 14件 2,223千円

6 大型店対策

「大規模小売店舗立地法」に基づく出店等の手続きに係る指導や、「松本市大型店対策庁内連絡会議」を始めとする庁内関係課との調整を行っています。

(1) 市内の大規模小売店舗の状況

令和5年5月1日現在の「大規模小売店舗立地法（平成12年6月1日施行）」による大型店の状況は、59店舗、店舗面積は301,199㎡となっています。

ア 店舗面積3,000㎡以上 28店舗（店舗面積 241,470㎡）

※県のデータが令和5年5月1日現在であることから、下記内容についても令和5年5月1日現在のものです。

現 店 舗 名	店舗面積(㎡)	開店年	種 別
ミツルヤ家具センター	4,125	1972(S47)	専門店
松本バスターミナルビル	13,178	1978(S53)	ショッピングセンター
駅ビルMIDORI 松本店	5,397	1978(S53)	駅ビル
井上・コングロエムビル	17,685	1979(S54)	百貨店
(株)パルコ松本店	15,155	1984(S59)	寄合百貨店
梓川ショッピングセンター	4,855	1987(S62)	ショッピングセンター
ハイランドシティ松本	17,583	1993(H 5)	ショッピングセンター
お宝中古市場松本店	3,544	1993(H 5)	専門店
ネオパーク松本店	12,418	1994(H 6)	ショッピングセンター
南松本ショッピングセンター	15,152	1998(H 10)	ショッピングセンター
東松本シルクプラザ	5,277	1996(H 8)	ショッピングセンター
ファッションセンターしまむら& ニシザワショッピングタウン	3,407	1997(H 9)	ショッピングセンター
サンリツプラザ松本	8,909	1999(H11)	ショッピングセンター
カインズホーム梓川店	7,000	2000(H12)	ホームセンター
綿半ホームエイド松本芳川店	5,157	2000(H12)	ホームセンター
トイザラス松本店	3,124	2000(H12)	専門店
なぎさライフサイト (ツルヤなぎさ店、エイデン松本店、 ツタヤ北松本店)	6,606	2004(H16)	ショッピングセンター

スポーツデポ・ゴルフ 5 南松本店	5,430	2005(H17)	専門店
ケーヨーデイツー松本寿店	4,488	2004(H16)	ホームセンター
ツルヤ平田店・ノジマ松本店	5,054	2005(H17)	ショッピングセンター
ニトリ松本店	5,165	2006(H18)	専門店
ニトリ松本高宮店	3,075	2006(H18)	専門店
庄内ショッピングタウンA街区	9,265	2008(H20)	ショッピングセンター
スーパースポーツゼビオ松本店	6,611	2009(H21)	専門店
東京インテリア家具松本店	8,908	2014(H26)	専門店
イオンモール松本（A棟・B棟・C棟）	34,378	2017(H29)	ショッピングセンター
ケーズデンキ松本宮田店	4,561	2020(R2)	専門店
イオンタウン松本村井	7,800	2023 (R5)	スーパー
合 計 28 店 舗	241,470		

イ 店舗面積 1,000～3,000 m²未満の店舗 31 店舗（店舗面積 59,729 m²）

7 中小企業金融対策

(1) 中小企業者が事業経営に必要とする資金を円滑に調達する事業資金として、長野県の 14 制度資金及び松本市の 8 制度資金の融資斡旋を行っています。

(2) 市制度資金のうち 7 制度資金については、0.2%から 0.8%の利子補給をしています。

また、信用保証料については、松本市制度資金利用の場合 5 分の 4（セーフティネット保証の場合は全額）を、県制度資金利用の場合 5 分の 2（セーフティネット保証の場合は 2 分の 1）を市が負担しています。

(3) 令和 4 年度の利用実績は別表のとおりです。

なお、令和 4 年度末の融資残高は 286 億 535 万円、預託金額は 59 億 9,000 万円となっています。

別表

区 分		融 資 実 績				前 年 度 対 比			
		3 年 度		4 年 度		増 減 数		増 減 率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総 数		件 1,067	千円 9,994,360	件 831	千円 8,297,290	件 △236	千円 △1,697,070	% △22.1	% △17.0
市 制 度 資 金 総 数		885	8,808,510	655	6,881,930	△230	△1,926,580	△26.0	△21.9
市 制 度 資 金	小規模企業支援資金	44	116,130	73	215,260	29	99,130	65.9	85.4
	景気変動対策資金（特別） ※借換含	792	8,324,090	541	6,188,530	△251	△2,135,560	△31.7	△25.7
	景気変動対策資金（一般）	23	205,100	11	139,500	△12	△65,600	△52.2	△32.0
	経営安定資金 ※借換含	24	158,190	29	323,640	5	165,450	20.8	104.6
	創業支援資金	0	0	1	15,000	1	15,000	皆増	皆増
	事業拡大資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	工業立地促進資金	0	0	0	0	0	0	-	-
	事業承継資金	2	5,000	0	0	△2	△5,000	皆減	皆減
県 制 度 資 金 総 数		182	1,185,850	176	1,415,360	△6	△229,510	△3.3	△19.4
県 制 度 資 金	経営健全化支援資金 （経営安定対策）	0	0	3	38,000	3	38,000	皆増	皆増
	経営健全化支援資金 （特別経営安定対策）	4	28,200	3	34,100	△1	5,900	△25.0	20.9
	経営健全化支援資金 （新型コロナウイルス対策）	50	544,720	26	333,290	△24	△211,430	△48.0	△38.8
	信州創生推進資金	124	580,890	137	894,780	13	313,890	10.5	54.0
	経営改善サポート資金	1	20,000	6	113,190	5	93,190	500.0	466.0
	小規模企業発展資金	3	12,040	1	2,000	△2	△10,040	△66.7	△83.4

8 計量

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため定期検査や立入検査を行うとともに、消費者に対して計量思想の普及・啓発を図ります。

(1) 計量器定期検査

区 分	受検戸数	検査器数	不合格器数	不合格率(%)
市検査	457	1,432	22	1.54
代検査	93	556	2	0.36
合 計	550	1,988	24	1.21

(2) 立入検査

ア 特定商品量目検査

(ア) 立入事業所検査

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
中元期	—	—	—	—
年末期	4	233	21	9.01
合 計	4	233	21	9.01

※商品が傷みやすい夏季の検査は実施しておらず、年末期のみ立入検査を行っているもの

イ 特定計量器検査

(イ) 質量計

区 分	検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率(%)
市検査	4	27	—	—

(イ) 燃料油メーター検査

※令和4年度は実施なし

(3) 計量思想の普及・啓発

11月1日の計量記念日に合わせ、ポスターの掲示を行いました。

9 市営松本城大手門駐車場

(1) 位 置 松本市大手2丁目3番10号

(2) 面 積 12,856.38 m²

(3) 施設規模

ア 平面駐車場 広場式 バス12台、障がい者等用4台、自動二輪車15台（H30.11から）

イ 立体駐車場 南棟 6階7層 自走式 437台（うち定期駐車186台）

(4) 総事業費 約56億円

(5) 供用開始 平成4年7月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30 分以内毎	夜間
		普通 午後 5 時 00 分から午前 8 時 30 分まで 大型 午後 10 時 00 分から午前 8 時 30 分まで
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円
大型自動車	370 円	3,560 円

イ 自動二輪車 1 日 1 回毎 100 円

ウ 定期駐車（普通自動車及び軽自動車 1 か月 1 台）

屋上 13,200 円、2～6 階 16,430 円

(7) 管理運営 指定管理者（TOY BOX）

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R2 (364)	R3 (364)	R4 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率(%)
普通車	台数(台)	78,154	79,849	98,352	18,503	23.2
	使用料(千円)	31,893	34,575	47,492	12,917	37.4
	1 日当り台数	215	219	270		
	回転率	0.85	0.86	1.06		
バス	台数(台)	760	1,289	2,701	1,412	109.5
	使用料(千円)	1,326	2,443	4,945	2,502	102.4
	1 日当り台数	2	4	7		
	回転率	0.17	0.30	0.62		
自動二輪車	台数(台)	1,667	2,014	2,687	673	33.4
	使用料(千円)	167	201	269	68	33.8
	1 日当り台数	5	6	7.4		
	回転率	0.33	0.40	0.40		
定期	台数(台)	1,791	1,850	1,811	△39	△2.1
	使用料(千円)	29,103	30,085	29,445	△640	△2.1

(9) 令和 5 年度から、ネーミングライツ制度を導入しました。(愛称 東洋計器大手門駐車場)

10 市営中央西駐車場

(1) 位 置 松本市中心 1 丁目 20 番 21 号

(2) 面 積 6,488.11 m²

(3) 施設規模 7 階 8 層、自走式、206 台（うち定期駐車 2 台）

(4) 総事業費 約 17 億円（用地費 約 7 億円、建設費 約 10 億円）

(5) 供用開始 平成 10 年 3 月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30 分以内毎	夜間 (午後 10 時 00 分から午前 8 時 30 分まで)
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1 か月 1 台)

19,800 円

(7) 管理運営 指定管理者 (株)パルコスペースシステムズ)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R2 (364)	R3 (364)	R4 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率(%)
普通車	台数(台)	139,577	132,191	125,520	△6,671	△5.0
	使用料(千円)	56,804	52,629	51,728	△901	△1.7
	1 日当り台数	383	363	345		
	回転率	1.88	1.78	1.69		
定期	台数(台)	24	24	24	0	0.0
	使用料(千円)	475	475	475	0	0.0

11 市営中央駐車場

(1) 位 置 松本市中央 1 丁目 23 番 2 号

(2) 面 積 6,107.49 m²

(3) 施設規模 8 階 8 層 (うち駐車場部分 1~6 階)、自走式 165 台 (うち定期駐車 45 台)

(4) 総事業費 約 9 億 4 千万円 (用地費 約 5 億 1 千万円、建設費 約 4 億 3 千万円)

(5) 供用開始 平成 11 年 4 月

(6) 使用料

ア 時間駐車

区 分	30 分以内毎	夜間 (午後 10 時 00 分から午前 8 時 30 分まで)
普通自動車及び軽自動車	150 円	1,030 円

イ 定期駐車 (普通自動車及び軽自動車 1 か月 1 台)

19,800 円

(7) 管理運営 指定管理者 (株式会社フューチャーイン)

(8) 利用状況

区 分 (営業日数)		R2 (364)	R3 (364)	R4 (364)	前年度対比	
					増減数	増減率 (%)
普通車	台数(台)	63,871	68,355	73,249	4,894	7.2
	使用料(千円)	31,618	35,221	39,096	3,875	11.0
	1日当り台数	175	188	201		
	回転率	1.46	1.56	1.68		
定期	台数(台)	509	482	615	133	27.6
	使用料(千円)	10,078	9,544	12,177	2,633	27.6

12 工業ビジョンの推進・(一財)松本ものづくり産業支援センター

松本市では、市内ものづくり産業の持続的な発展に向けて、ものづくり企業や関係機関、行政それぞれが主体的に取り組んでいくための指針として、平成30年3月に松本市工業ビジョン(計画期間2018年度～2027年度)を策定し、令和4年度には社会情勢の変化等を踏まえ、中間見直しを行いました。

見直し後のビジョンでは、引き続き松本市の目指すべき方向性を「松本市の特性を生かした新たな活力の創造により高い競争優位性を持った地域」とし、人材の確保、DX・デジタル化の推進、ゼロカーボンの推進、工業団地の整備と企業立地の促進、重点産業分野(健康・医療分野、食料品製造分野、産業用ロボット等の高度な産業用機械分野)の推進の5項目を重点的推進事項に定めました。

平成30年度からは、(一財)松本ものづくり産業支援センターを中心に、市や商工会議所、学術機関、その他の支援機関等が連携して中小企業に対する各種支援を実施し、工業ビジョンを推進することにより、産業創発力の向上と、ものづくり産業の更なる振興を推進しています。

令和元年度から経済産業省の支援を受け進めてきた、食料品・飲料製造分野でのブランド化・高付加価値化に向けた企業の実践支援では、令和2年度に地方創生推進交付金を活用した「地域中核企業支援事業補助金」を制定し、令和4年度は6件(活性化支援事業2件、販路拡大支援事業1件、施設等整備事業1件、施設等設置事業2件)の支援を実施しました。

令和元年度に開設したサザンガクでは、コワーキングスペースにコミュニティマネージャーを配置し利用者間の交流を促進したほか、県との連携により「信州スタートアップステーション」や「よろず支援拠点」など起業・創業や経営の相談窓口を設置し、新たなビジネスやイノベーションの創出につながる支援を実施しました。

また、令和3年度に締結した関東経済産業局と包括的連携協定に基づき、デジタル人材の育成を中心に、企業支援に取り組みました。

(1) (一財)松本ものづくり産業支援センターの概要

ア 施設概要

(ア) 所在地 松本市和田南西原4010-27(松本臨空工業団地内)

(イ) 施設内容 研究開発室(インキュベート施設)、共同開発室、事務室、研修室、情報収集提供室、商談室等

イ 支援体制及び業務内容

総務、ものづくり支援、ICT支援の3担当を配置し、重点産業やDX・デジタル化、ゼロカーボンの推進等、ビジョンに定める重点事項の推進に取り組めます。

(ア) 総務担当

各種産業の育成支援のための研究開発室等施設の貸し出し、維持管理業務等を行います。

(イ) ものづくり支援担当

重点産業を中心に中小企業の新技術・新製品等の研究開発支援、技術の高度化や経営の高質化等の経営力強化支援、販路拡大につながる展示会への出展等受発注に関する支援の他、ものづくり人材の育成、産学官連携等の各種支援を、相談受付や企業訪問等により実施します。

(ウ) ICT支援担当

サザンガクを中心に、ICTを活用した新ビジネスの創出や起業、創業の支援、新しい働き方の浸透の他、中小企業のDX・デジタル化支援、セミナー等デジタル人材の育成に係る事業等を行い、DX・デジタル化の推進による競争力強化と産業振興を図ります。

ウ 連携支援機関

- ・松本市
- ・松本商工会議所
- ・信州大学
- ・(公財)長野県産業振興機構松本センター

13 製造業等活性化支援事業

独創的な新技術・新製品の開発による地域産業の活性化を目的に、市内中小事業者等が大学や、公設試験研究機関等と連携して共同研究・開発を行う場合（産学共同研究事業）や、産産連携・農商工連携等により新分野・異分野への展開を図る場合（新産業創出事業）の経費の一部を補助しています。

令和4年度実績 新産業創出事業2件 特定産業2件

14 製造業等販路拡大支援事業

新市場の開拓や販路の拡大を目的として市外で開催される展示会または見本市に出展し、自社で製造または開発した製品や技術を出展しようとする場合の展示会の出展料（小間料）や、海外出展をする場合の輸送費等の一部を補助しています。

令和4年度実績 12件（国内11件、海外1件）

15 製造業等人材育成事業

松本地域における中小企業製造業者等の人材育成を推進し、経営力・技術力の強化を図ることにより、製造業者が厳しい経済環境を乗り越え活性化していくことを目的に、経営力の強化や技術力の向上につながるよう、従業者が受講する研修費の一部を補助しています。

令和4年度実績 8件

16 地場産業振興事業

松本市の地場産品の周知や広報をはじめ、市内外で開催される各種イベント等における即売や紹介ブースの出展、各種団体への補助、事業費負担等により、地場産品の知名度向上、販路拡大等を通じて地域産業の活性化を図っています。

(1) 大型イベントの開催

地場産業振興を目的に、「信州・松本そば祭り」を毎年開催してきましたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催を見送りました。

(2) 販路開拓事業

首都圏をはじめ中京圏や九州など各地で開催される各種物産展へ参加し、多くの来場者に特産品をPRしています。令和4年度は、県外（福岡、藤沢）のイベントに出展したほか名古屋・金山駅、町田市での物産展を主催しました。

17 ものづくり伝承事業

地場産業として地域経済を支えてきた伝統的な産業の中には、大量生産品の出現や後継者不足等で、技術・技法の継承が困難になってきていることから、平成18年度に立ち上げた松本ものづくり伝承塾実行委員会を主体に、本物の良さ、ものづくりの大切さを見直す活動や販路拡大、後継者育成事業などの諸課題に取り組んでいます。

令和4年度は、ものづくり体験講座を3回実施し、小中学生の職場体験受入れに対する助成や「名工・名産品ガイドブック」の市内小中学校への全校配付と松本市ホームページへの掲載、イオンモール松本への工芸品の展示等の事業を行いました。

18 産学官連携事業

地域の産・学・官の相互連携を推進することにより、中小企業や起業家の新たな技術・製品の開発、新産業の創出等に結びつけ、松本市工業ビジョンに定める3つの重点産業分野を中心としたものづくり産業の振興と地域経済の活性化を図ります。

(1) 事業内容

ア 「松本地域産学官連絡会」事業として、企業と大学等を対象に、マッチング懇談会、医療・健康産業分野、産業用ロボット分野等につながるシンポジウムを開催しています。

イ 「松本地域産学官交流ネットワーク」を、（一財）松本ものづくり産業支援センター等との連携で随時開催し、日常的に企業と大学、支援機関の連携、新産業育成の素地を整えています。

ウ 信州大学の進める先鋭領域融合研究群をはじめ、世界的に最先端の研究成果を地元企業に還元、新産業の創出を図ります。

エ （一財）松本ものづくり産業支援センターを核に、他の支援機関や大学等の研究機関、国・県等行政機関との緊密な連携を進めています。

19 松本商工会議所

(令和5年4月1日現在)

- (1) 会員数 4,267 事業所
- (2) 議員数 120 人
1号議員 60人、2号議員 42人、3号議員 18人
- (3) 職員数 52 人
- (4) 令和4年度決算
一般会計 204,277 千円
特別・積立金会計(11会計) 2,109,301 千円
計 2,313,578 千円
- (5) 商工会館
竣工 昭和48年6月
建設費 3億4000万円

20 健康産業の推進・(一財)松本ヘルス・ラボ

市民と産学官の共創の場である「松本ヘルス・ラボ」の取組みを推進することで、ヘルスケア分野における新たな産業を創出して地域経済の好循環をもたらすとともに、市民の健康度のさらなる向上を目指します。

(1) (一財)松本ヘルス・ラボの概要

ア 現状及び取組内容

- (ア) 会員数 令和4年度末現在 約5,000名
- (イ) 会員向け健康増進プログラム
 - a 年2回の健康チェック
 - b 月2回程度の健康プログラム
 - c 法人会員制度による企業の健康経営支援(令和4年度現在4企業・団体)
- (ウ) 企業とのモニタリング調査事業等
企業連携事業及び受託事業(令和4年度6件)
血圧及び生活習慣に関する横断研究などのモニタリング調査を実施しました。

(2) 主な経過

- 平成23年 7月 松本地域健康産業推進協議会設立
- 12月 第1回世界健康首都会議開催
- 平成24年10月 庁内に松本市健康産業推進研究会設置
- 平成25年 5月 健康産業フォーラムの開催(年3回、以降令和元年まで毎年開催)
- 平成26年12月 松本ヘルス・ラボ事業に着手
- 平成27年 3月 松本地域健康産業推進協議会内に「松本市健康経営研究会」を設置
- 9月 任意団体「松本ヘルス・ラボ」設立
- 平成28年12月 「一般財団法人松本ヘルス・ラボ」設立

平成29年 3月	松本ヘルス・ラボオフィス開設
平成31年 1月	健康産業フォーラム（東京説明会）の開催
令和 2年10月	第10回世界健康首都会議開催（第10回をもって終了）
令和 3年 5月	松本地域健康産業推進協議会を解散し、松本ヘルス・ラボに機能を集約
令和 4年 2月	松本ヘルス・ラボアプリ導入

(3) 令和4年度における主な取組み

- ア 市民の健康増進と市民との共創により健康産業の創出を図る「松本ヘルス・ラボ」において、個人会員向けの健康増進プログラム、保健師等による健康相談、法人会員向けの「健康経営」プログラムを提供したほか、ヘルスケアサービスの有効性を検証するモニタリング事業等を実施しました。
- イ 商業施設でのイベントや市内企業に直接働きかけるなど新規会員獲得を行い、松本ヘルス・ラボの会員数が5,000名を超えました。
- ウ 市の補助事業としてヘルスケア製品・サービスの実用化を支援する実証事業等を実施しました。

(4) 今後の取組み

松本ヘルス・ラボアプリや会員制度の魅力向上を図るとともに、数多くのモニタリング事業を獲得することで、健康への関心が低い世代を含む市民の健康増進と健康産業振興の両立を進めます。

21 工業団地

団 地 名	造 成 年	企業数	造成面積(ha)
木工団地	昭和 41 年・42 年	2	10.6
西南工場団地	昭和 42 年～48 年	32	32.9
大久保工場公園団地	昭和 46 年・47 年	53	43.0
松本臨空工業団地	昭和 61 年～平成 3 年	49	58.0
新松本臨空産業団地	平成 10 年・11 年	19	12.6
倭工業団地	昭和 57 年～	12	10.6
新松本工業団地	平成 22 年～26 年	10	20.3
合 計		177	188.1

22 土地利用計画

昭和 46 年 9 月 30 日に農業振興地域の指定を受け、昭和 47 年 3 月 9 日に松本農業振興地域整備計画が認可となりました。これにより、農用地区域とその他の区域の土地利用が明確化され、優良農地の確保と適正な土地利用を図っています。

(1) 都市計画 (令和 5 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
都市計画区域 30,191		都市計画区域外 67,656	
市街化区域 4,034	市街化調整区域 26,157		

(2) 農業振興地域 (令和 5 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

松本市総面積 97,847			
農業振興地域 24,890		農業振興地域外 72,957	
農用地区域 7,515	農用地区域外 17,375		

(3) 農業振興地域の農用地区域内訳 (令和 5 年 3 月 31 日現在 単位:ha)

農用地区域 7,515						
農 地 6,518			採草放 牧地	混木 林地	農業用 施設 用地	混牧林地 以外の 山林原野
田 4,511	畑 858	樹園地 1,149				

23 農家戸数

(単位：戸、経営体)

年	総農家数	農業経営体	認定農業者
H22 (2010)	総農家 7,984	4,635	476
	販売農家 4,530		
H27 (2015)	総農家 7,156	3,930	505
	販売農家 3,787		
R2 (2020)	総農家 6,185	3,168	544
	販売農家 3,034		

(資料 農林業センサス、農政課)

令和2年経営耕地面積規模別経営体数(農業経営体)

(単位：経営体)

0.3 ha 未満	0.3 ha 〃 0.5 ha	0.5 ha 〃 1.0 ha	1.0 ha 〃 1.5 ha	1.5 ha 〃 2.0 ha	2.0 ha 〃 3.0 ha	3.0 ha 以上	合 計
154	701	1,090	498	244	209	272	3,168

(資料 農林業センサス)

24 経営耕地面積(農業経営体)

(単位：ha)

年	経営耕地	田	畑	樹園地
H22 (2010)	5,909	3,917	1,034	958
H27 (2015)	5,784	3,831	1,034	918
R2 (2020)	5,941	3,753	1,328	860

(資料 農林業センサス)

面積は ha 未満を四捨五入しているため、合計と必ずしも一致しません。

25 経営所得安定対策

国は、農業者の経営安定及び食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図るため、「経営所得安定対策」を実施しています。

本市でも国の政策に基づき、制度の基盤である生産数量目安値に応じた主食用米の適正生産に係る取組みを行っています。

水稻作付状況

区 分 \ 年 度	R2	R3	R4
米生産数量目安値 (t)	17,463	17,215	16,672
米作付目安面積 (ha)	2,683	2,670	2,572
米作付確定面積 (ha)	2,681	2,662	2,555
実 施 率 (%)	99.9	99.7	99.3

26 農業生産振興事業

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業（旧「産地パワーアップ事業」）

ア 経過及び現状

意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系へ転換を図るため、国の交付金事業として「産地パワーアップ事業」が平成28年1月に新たに制定されました。

これは、水田、畑作、野菜、果樹等の全ての農産物を対象とした産地が、地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定め、地域が自ら定めた具体的な成果目標の達成に向けた取り組みを総合的に支援するものです。

平成28年度から、地域の意向を取りまとめ「産地パワーアップ計画」に位置づけ、本事業に取り組んでいます。

イ 事業内容及び実績

取組作物名	年度	事業内容
大豆	H28	乾燥調製施設の整備
いちご	H28～H30	いちごの栽培施設の導入
セルリー	H28～H29	セルリー栽培施設の導入
花き	H28～H29	花き集出荷施設、低コスト耐候性ハウスの整備
水稻	H30	色彩選別機の整備
セルリー	R1～R3	セルリー栽培施設の導入
ぶどう	R2～R4	ぶどう棚、雨よけハウス、灌水資材の導入
すいか	R4	すいか選果設備の整備

ウ 採択要件

松本市農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づける必要があります。

また、生産・出荷コストを10%以上低減する、販売額を10%以上向上する等を成果目標とする必要があります。

27 中山間地域等直接支払事業

中山間地域は、農業生産活動を通じた水源のかん養等の多面的機能を有していますが、平地に比べ農業の生産条件が厳しく、高齢化の進行による担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されています。

このため、農業生産活動を通じ中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する目的から、当該農業生産活動等を行う集落（農用地面積1ha以上）に対し直接支払いを実施しています。

- | | | | | |
|-----------|---|-------------|--------------|-----------------|
| (1) 対象地域 | 法指定地域 | 本郷・内田・四賀・奈川 | 30 集落 | 159.1ha |
| | 特認地域 | 中山・波田 | 20 集落 | 84.3ha |
| (2) 対象農用地 | 急傾斜（田：1/20 以上、畑：15° 以上）
緩傾斜（田：1/100 以上 1/20 未満、畑：8° 以上 15° 未満） | | | |
| (3) 交付単価 | 田 | ：急傾斜 | 21,000 円/10a | 緩傾斜 8,000 円/10a |

- 畑 ：急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a
- (4) 事業費 46,204 千円(令和 4 年度実績)

28 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等に基づき、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業などを通じて、認定農業者への農地の集積を基本として農地の流動化を推進しています。

利用権の設定等状況(使用貸借を含む)

年度	貸し手 (人)	借り手 (人)	面 積 (ha)
R2	1,970	596	617
R3	1,917	434	594
R4	1,784	629	580

29 土地利用型経営規模拡大奨励金交付事業

昭和 54 年度から国が土地利用型農業経営規模拡大促進事業を開始しました。

平成元年度からは、農用地の集積を通じて農業の中核的担い手の育成・確保と農地の有効利用を進めるため、市単独事業として奨励金の交付を開始しました。

【経過】

平成 11 年度～ 認定農業者の優遇措置開始

平成 15 年度～ 単年度ごとの交付へ制度改正

平成 18 年度～ 貸し手への交付を廃止

平成 28 年度～ 借り手（認定農業者以外）への交付を廃止

令和 3 年度～ 新規 : 6,000 円/10a（存続期間 3 年以上で契約初年のみ交付）

再設定：3 年間を移行期間とし令和 5 年度まで交付

奨励金の額

年度	区 分	交 付 額 (10a 当たり)		
H28～	借り手（認定農業者）	3,000 円		
R3～	借り手（認定農業者）契約初年	6,000 円		
	借り手（認定農業者）再設定 ※経過措置	R3	R4	R5
		2,250 円	1,500 円	750 円

実績（借り手のみ）

年度	計		
	対象者 (人)	面積 (ha)	金額 (千円)
R2	407	2,049.70	61,491
R3	364	1,780.90	38,025
R4	318	1,388.40	21,358

30 新規就農者育成対策事業

移住者を含む意欲ある就農希望者に実践的な農業研修を行うとともに、農業経営の開始に必要な農地の確保及び農業機械の取得、賃貸住宅の家賃等を支援し、農業の担い手を確保します。

- (1) 事業主体 松本ハイランド農業協同組合
- (2) 研修作物 りんご、ぶどう、セルリー、すいか、施設野菜、花き等
- (3) 研修期間 3 年間
- (4) 研修生の状況

年度	研修開始	人数	年度	研修開始	人数
13	第 1 期生 (H13.11～)	6 人	25	第 12 期生 (H25.11～)	2 人
14	第 2 期生 (H14.11～)	4 人	26	第 13 期生 (H26.11～)	2 人
15	第 3 期生 (H15.11～)	5 人	27	第 14 期生 (H27.11～)	1 人
16	第 4 期生 (H16.11～)	4 人	28	第 15 期生 (H28.11～)	1 人
18	第 5 期生 (H19. 1～)	1 人	29	第 16 期生 (H29.11～)	2 人
19	第 6 期生 (H20. 1～)	2 人	30	第 17 期生 (H30.11～)	3 人
20	第 7 期生 (H20.11～)	4 人	R1	第 18 期生 (R 元.11～)	2 人
21	第 8 期生 (H21.11～)	3 人	R2	第 19 期生 (R2.11～)	3 人
22	第 9 期生 (H22.11～)	2 人	R3	第 20 期生 (R3.11～)	3 人
23	第 10 期生 (H23.11～)	2 人	R4	第 21 期生 (R4.11～)	2 人
24	第 11 期生 (H24.11～)	2 人			

I ターン 23 世帯 (69 名)、U ターン 7 世帯 (16 名)、就農者のうち 15 名が認定農業者

31 新規就農者育成総合対策 (旧農業次世代人材投資事業)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金、及び就農後の経営発展のために機械・施設等を導入する資金を支援しています。

- (1) 経営開始資金

ア 交付額 1 人当たり 1,500 千円/年

イ 交付期間 最長 3 年間

ウ 対象者 認定新規就農者

エ 実績

年 度	件数 (件)	支給額 (千円)
R2	15	20,063
R3	14	18,856
R4	11	15,122

(2) 経営発展支援事業（令和4年度開始事業）

ア 支援内容 機械・施設等の導入費用 上限10,000千円（国：2/4 県：1/4 本人：1/4）

イ 対象者 認定新規就農者

ウ 実績

年 度	件数（件）	支給額（千円）
R4	1	5,571

32 松本市未来を担う農業経営者支援事業

認定農業者等が農業経営改善計画等に基づいて整備する農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用や、認定新規就農者が農業機械及び農業生産施設の取得に係る費用に対し補助金を交付し、意欲ある担い手の育成を図ります。

(1) 対象者

ア 農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者

イ 青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者

ウ 認定農業者である経営主と家族経営協定を締結し、農業経営に年間90日以上従事する女性（女性農業者）

(2) 補助率

ア 認定新規就農者 事業費2/3以内 上限2,000千円

イ 認定農業者 機械：事業費2/3以内 上限 500千円

施設：事業費2/3以内 上限2,000千円

ウ 女性農業者 事業費2/3以内 上限500千円

事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R4	田植機	1	2,970	500
	ネギ管理機・皮むき機	1	1,349	500
	高所作業車	3	3,069	1,500
	平うね形成マルチ管理機	1	550	366
	トラクター	2	11,888	2,500
	自走動力噴霧器	1	700	466
	スピードスプレイヤー	4	15,680	3,500
	育苗ハウス	2	5,778	3,452
	大豆乾燥貯蔵施設	1	20,900	2,000
	ワイン醸造機器	1	7,040	2,000
	乗用モア	4	3,502	2,000
	ハンマーナイフモア	1	520	346
	堆肥散布機	1	1,544	500
	計	23	75,490	19,630

※事業費及び補助金額は、千円未満切り捨て

33 経営継承・発展支援事業

地域の中心経営体等の後継者が、当該中心経営体の経営の主宰権の移譲を受けて経営発展計画を策定し経営発展に向けた取組みを行う場合、必要となる経費に対し最大 100 万円の補助金を交付しています。

- (1) 実施期間 令和 3 年度～
- (2) 補助対象 中心経営体等である先代から経営の主宰権の譲渡を受けた、又は受ける者
- (3) 補助内容 経営発展のために必要な経費 上限 1,000 千円（国費 1/2 市 1/2）
※単なる取替更新（同機種、同性能）の機械装置等の購入を除く。

事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R3	農業用ハウス移設費等	1	1,055	1,000
	糶摺り機	1	1,450	1,000
	ドライブハロー、動噴	1	482	482
	牧草反転・集草機	1	1,160	1,000
	計	4	4,147	3,482
R4	高所作業機、動噴等	1	1,014	1,000
	高所作業機、果樹苗木	1	1,173	1,000
	スパイダーモア、自走動噴	1	1,274	1,000
	育苗ハウス、果樹苗木等	1	1,025	1,000
	耕起作業機等	1	1,191	1,000
	乗用モア、高圧洗浄機	1	1,023	1,000
	運搬機等	1	1,092	1,000
	計	7	7,792	7,000

34 スマート農業推進事業

農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少により、労働力不足や労働負担の増加が課題となっています。これらの課題を解決する方法の一つとして、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、農作業の省力化及び精密化、高品質生産の実現を推進していくため、スマート農業機械を導入する認定農業者等に対し補助金を交付しています。

- (1) 補助対象 認定農業者、中心経営体、集落営農組織、農地所有適格法人
- (2) 対象経費 農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載されている機械、機器等で購入価格が 50 万円以上のもの。
- (3) 補助率 事業費の 1/2 以内、上限 200 万円

事業実績

年度	導入機械・施設	件数	事業費（千円）	補助金（千円）
R4	直進アシスト機能付き田植機	7	26,865	12,839
	農業用ドローン	3	6,375	2,000
	自動温度調整機能付きハウス	1	5,308	3,187
	直進アシスト機能付きトラクター	1	4,912	2,000
	合計	12	43,460	20,026

35 鳥獣被害対策事業

(1) 目的

野生鳥獣による農林業への被害を減少させるため、猟友会等による「駆除」、侵入防護柵の設置による「防除」、人と野生鳥獣とのすみ分けをするための「生息環境管理」を3本柱として総合的な対策を進めています。

(2) 令和3年度の実績

ア 駆除対策事業

(ア) 個体数調整と有害鳥獣駆除の実施

有害鳥獣駆除 ニホンジカ他獣類 2,189 頭

カラス他鳥類 3,620 羽

(イ) 捕獲従事者を確保するための新規銃猟者に対する支援 6 名

(ウ) 集落等捕獲隊の組織化による、地域ぐるみでの捕獲体制の推進

(四賀 44 名、入山辺 106 名、中山 30 名、安曇(2 隊)25 名、梓川 15 名)

(エ) 鳥獣被害対策実施隊による駆除体制の強化

イ 被害防除事業

(ア) 鳥獣被害防護柵補修

市と住民が協働形式で設置してきた防護柵が、自然災害等により破損したため、地区住民に補修する資材を提供し、補修作業の妨げとなる支障木を撤去しました。

a 補修資材の提供

延べ 13 団体に補修資材を提供

b 倒木撤去委託費

延べ 13 団体に対し、総額 1,018 千円の撤去委託

36 農畜産物販売促進事業

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

(1) 農畜産物の情報発信

デジタル化の進展により、インターネットを通じて情報収集や買い物をする人が増加傾向にあります。ふるさと納税返礼品やECサイト販売等を推進し情報発信に取り組み、付加価値の高い松本の農畜産物をPRします。

ア ふるさと納税返礼品登録推進

ふるさと納税の返礼品は、松本の高品質な農畜産物をPRする絶好の機会となります。また、農畜産物のテストマーケティングの機会ともなることから、返礼品登録を推進します。

イ 旬の農畜産物の情報発信

市ホームページ、SNSを通じて旬の農畜産物の情報を発信し、知名度の向上及び販売促進を図っています。

(2) 農畜産物の販売促進

ア 農畜産物販売促進事業（旧6次産業化支援事業）

生産、加工、流通・販売などに取り組む6次産業化を支援するため、農業者等が行う商品開発、販路開拓にかかる経費に対し、補助金を交付します。

(ア) 対象者

農業者、農地所有適格法人、農業者で組織する団体、農産物直売所、松本市地産地消推進の店

(イ) 補助区分

補助区分		補助対象経費	補助率	補助限度額 (千円)
商品開発		新たな商品開発に要する経費（研究開発費、モニタリング費又はパッケージ開発費）	2分の1	1,000
販路開拓	対面型	県外及び海外における販路開拓のための物産展への出展及び直売所交流に要する経費（出展負担金、デザイン費・印刷費・資材費・広告費・通信運搬費・輸送費・旅費・装飾備品借上料・筆耕翻訳料（以下「広告費・旅費等」という。））	物産展出展経費10分の10 広告費・旅費等2分の1	国内250 海外500
	ECモール 利用型	新たにECモールへ出店し、地元農畜産物又は地元農畜産物を使用した加工品を販売することに要する経費 (1) ECサイト運営会社に支払う利用料及び手数料 (2) 販売補助費（撮影委託費、文書作成委託費及びSEO対策費）	2分の1	200
	ECサイト 構築型	地元農畜産物又は地元農産物を使用した加工品を販売するECサイトを新しく構築することに要する経費 (1) ECサイトの構築及び運用に係る経費（ECサイト構築費及び利用料）	2分の1	300

		(2) 販売補助費（撮影委託費、文書作成委託費及び SEO 対策費）		
--	--	------------------------------------	--	--

イ ECサイトを活用した販路開拓

ECサイトを活用した販路開拓を推進するため、農業者対象の説明会や個別相談等を実施します。

(3) 地産地消・食育の推進

ア 子ども・若者農業体験支援事業

子どもたちの地域における食や農業への理解を深めるため、幼保園児、小中高大学生や親子を対象に農業体験等を受け入れる農業団体等に補助金を交付します。

(ア) 補助対象者

農業者、生産団体、農業者を構成員とする団体等

(イ) 補助率

1/2（上限30万円）

イ 学校給食の地産地消の推進

松本市の食や農業への理解を深め、将来における地場農産物の消費者育成や農業の担い手確保等に繋げるため、農政課が生産者や生産団体などとのコーディネート役割を担い、学校給食課と連携して学校給食における地産地消を推進します。

ウ 地産地消推進の店登録制度

松本地域産の農畜産物及び加工品を積極的に取り扱う市内の飲食店等を「松本市地産地消推進の店」として登録・周知します。

37 松本市遊休荒廃農地対策事業

(1) 事業概要

担い手の高齢化、後継者不足等により農地の遊休荒廃化が進む中で、遊休荒廃農地の解消を図り、再活用の促進を目指しています。

(2) 事業内容

農地を取得又は貸借する者(団体を含む。)及びUターン就職者等が行う、遊休荒廃農地の復元及び有効利用に要する経費に対して、1a当たり2,300円から3,500円以内で補助を行います。

(3) 令和4年度実績

ア 今井、中山地区の耕作放棄地を再生

イ 再生面積 43.8a

38 健康生きがい市民農園事業

農業を通じた健康・生きがいづくりを進めるとともに、農業への理解を進めます。

(1) 体験市民農園

ア 開設場所 21カ所

イ 区 画 533区画（1区画約33㎡～75㎡）

ウ 利 用 料 年額2,000～4,500円/区画

(2) 健康いきがい市民農園

ア 開設場所 2カ所（高宮北、高宮中）

イ 区 画 20区画（1区画約50㎡）

ウ 利 用 料 年額3,000円/区画

(3) 簡易オートキャンプ設備付き農園

ア 開設場所 1カ所（内田）

イ 区 画 17区画（1区画約200㎡）

ウ 利 用 料 年額18,000円/区画

エ そ の 他 水道電気料実費負担

39 クラインガルテン事業

遊休農地の有効活用と豊かな自然、風土を守り市民等の福祉の増進を図るため、クラインガルテンを設置し、都市住民との交流を図っています。

(1) 施設の概要

地区	名 称	区画数	一区画の規模	使 用 料	契 約
四賀	坊主山 クラインガルテン	53	敷地全体 270～300 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)38～50 m ²	104,760～ 366,660 円	1 年 間 (最長 5 年)
	緑ヶ丘 クラインガルテン	78	畑 100～120 m ² 他 芝生 花壇	377,140～ 513,330 円	
奈川	大原 クラインガルテン	35	敷地全体 350 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)24～50 m ² 畑 150 m ²	261,900～ 398,090 円	1 年 間 (最長 5 年)
	神谷 クラインガルテン	18	敷地全体 200 m ² (内訳) 休憩小屋(建物)40～42 m ²	244,440 円	
	入山 クラインガルテン	7	畑 80～100 m ² 冬期間利用不可		
計		191			

(2) 利用率

98.9%（9割以上が県外者）

40 農業協同組合

組 合 名	組合員数（人）	組合員戸数（戸）	出資金（千円）
松本ハイランド農業協同組合	40,176 (24,582)	30,348 (18,126)	9,100,552 (4,964,660)
あづみ農業協同組合	15,617 (2,849)	10,587 (1,890)	4,003,198 (1,079,980)

注（ ）は、松本市管内の数値です。

41 公設地方卸売市場の概要

- (1) 名 称 松本市公設地方卸売市場
- (2) 計画編入 第4次長野県卸売市場整備計画 昭和61年8月
- (3) 取扱商品 青果、水産、食肉、花き
- (4) 供 給 圏 長野県全域
- (5) 入場業者 青果卸売業者 1社 水産卸売業者2社 花き卸売業者1社
青果仲卸業者 8社 水産仲卸業者2社
関連事業者等 33社1団体
- (6) 業務開始 平成元年10月23日
- (7) 事業費 約105億円(土地・建物) うち国庫補助 約16億円、県費補助 約8億円
- (8) 取扱高

区分 \ 年度		R2	R3	R4
青果	数量（t）	77,001	74,458	65,429
	金額（千円）	20,143,562	20,205,505	18,390,651
水産・食肉	数量（t）	35,662	33,452	30,700
	金額（千円）	14,837,153	14,443,228	14,201,308
花き	数量(千本鉢)	9,348	11,487	11,962
	金額（千円）	940,093	1,250,841	1,416,150

42 土地改良事業（県営・団体営）

- (1) 用排水施設整備

安定した用水の確保と維持管理の軽減によって、農業生産性の向上を図るため、老朽化した農業用水路施設の整備を進めています。

近年の整備状況

事業名	地区	事業主体	全 体 計 画		施行期間
			事 業 概 要	事業費(千円)	
かんがい排水事業	梓川右岸	長野県	排水路整備 L=3,152m	3,367,000	H24～R5
	新村堰		農業用水路補修 L=1,120m 水門自動化 1カ所	199,000	R1～R5
農村地域防災減災事業	今村堰	長野県	堤外水路 L=160m	180,000	R3～R6
団体営土地改良事業	北入第三	松本市	農業用ため池の廃止	13,000	R4～R5
	山の神			25,000	R5～R6
	北入第一		農業用ため池耐震調査	14,000	R5～R6
	北入第二				

(2) 農業農村整備

食料需給の動向に応え、農業と農村の健全な発展と、都市にも開かれた水・土・里の豊かな生き生きとした暮らしを創出するために、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備、農地や施設等の保安全管理を行っています。

事業名	地区	事業主体	全 体 計 画		施行期間
			事 業 概 要	事業費(千円)	
畑地帯総合整備事業	中下原平林	長野県	畑地かんがい施設(更新) A=129.8ha 農道整備 L=1,087m 排水路整備 L=3,713m 農地改良 A=3.5ha	1,754,000	H27～R4
	中信平左岸		畑地かんがい施設(更新) A=552.9ha 遠隔監視施設他 一式	538,000	R2～R5

43 多面的機能支払交付金事業

農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等多面的機能を有していますが、近年、高齢化や人口減少等により、地域の共同活動で支えられていたそれらの機能を維持していくことが困難になってきています。そこで、多面的機能を将来にわたって維持していくため、新たに地域の共同活動に対して支援をするものです。

(1) 事業内容

ア 農地維持支払（地域資源の基礎的な保全活動）

田 3,000 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 240 円/10 a

イ 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）

田 2,400 円/10 a、畑 1,440 円/10 a、草地 240 円/10 a

なお、「施設の長寿命化」と一緒に取り組む場合、又は、採択後 5 年経過した組織については、交付金額が 75%以内となります。また、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、6 分の 5 単価となります。

ウ 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）

田 4,400 円/10 a、畑 2,000 円/10 a、草地 400 円/10 a

上記交付金を国、県、市が負担し、市から活動組織に対して交付します。（費用負担 国 1/2、県 1/4、市 1/4）

なお、活動組織による直営施工を実施しない場合は、6 分の 5 単価となります。

(2) 事業期間

5 年間の協定期間

(3) 事業実績（令和 4 年度）

農地維持支払

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（円）	市負担額（円）
47 組織	田 3,048.16、畑 1,153.94、草地 13.18 計 4,215.28	114,231,712	28,557,928

資源向上支払（共同活動）

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（円）	市負担額（円）
32 組織	田 2,146.90、畑 285.19、草地 2.45 計 2,434.54	46,306,286	11,576,572

資源向上支払（長寿命化）

区分	交付金対象面積（ha）	交付金額（円）	市負担額（円）
37 組織	田 2,797.12、畑 1,158.36、草地 8.44 計 3,963.92	96,515,868	24,128,967

44 農業集落排水事業・小規模集合排水処理事業

農業集落におけるし尿、家庭雑排水等を処理する施設を整備し、農村の生活環境を改善して快適な生活と公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業を実施しています。

供用開始後 20 年以上が経過しているため、平成 30 年度に島々地区農業集落排水処理施設において劣化診断調査を行い、調査結果に基づき令和 2 年度から令和 3 年度で機能強化工事を実施しました。引続き大野田地区排水処理施設において、令和 4 年度から令和 5 年度で機能強化工事を実施しています。

また、令和 6 年度から公営企業会計に移行します。

施設概要

区 分	農業集落排水処理施設			小規模集合排水処理施設
	大野田	島々	稲核	野沢
管路（m）	2,257	3,066	2,018	139
計画人口（人）	590	810	520	70
処理区内人口（人）	216	235	179	8
整備年度	H7～H10	H5～H8	H9～H12	H11
総事業費（千円）	609,800	751,000	558,332	42,000
供用開始	H10 年 4 月	H8 年 4 月	H12 年 11 月	H12 年 4 月

機能強化工事

処理施設	事業概要	総事業費（千円）	施行期間	備 考
大 野 田	防食塗装他 1 式	87,410	R3～R5	
稲 核	暴食塗装他 1 式	87,860	R5～R7	

45 農業関係施設一覧

(1) 集会施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
新村多目的研修センター	新村 2179-1	鉄骨 2 階建延 430 m ²	農政課
金井多目的集会施設	中川 1821-3	木造平屋 156 m ²	農政課
婦人若者等活動促進施設	刈谷原町 496	木造平屋 253 m ²	農政課
今井農村環境改善センター	今井 2231-1	鉄骨 2 階建 1,122 m ²	耕地課
笹賀農村環境改善センター	笹賀 2929	鉄骨 2 階建 1,322 m ²	耕地課
安曇基幹集落センター	安曇 2741-1	鉄骨 2 階建 774 m ²	農政課

(2) 農村広場、農村公園及び森林公園

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
新村農村広場	新村 1900	敷地面積 10,000 m ²	農政課
神林農村広場	神林 1440-1	敷地面積 11,233 m ²	農政課
稲倉ふれあい広場	稲倉 150-1	敷地面積 8,000 m ²	農政課
芥子坊主農村公園	岡田町 868-2	敷地面積 12,761 m ²	農政課
田溝池農村公園	岡田下岡田 1454-1	敷地面積 6,180 m ²	農政課
穴沢運動公園	取出 121	敷地面積 17,437 m ²	農政課
反町農村公園	反町 433-3	敷地面積 1,606 m ²	農政課
新村農村公園	新村 3360	敷地面積 2,170 m ²	耕地課
笹賀第 1 農村公園	笹賀 3497-2	敷地面積 900 m ²	耕地課
笹賀第 2 農村公園	笹賀 2083-1	敷地面積 1,120 m ²	耕地課
神林農村公園	神林 694	敷地面積 800 m ²	耕地課
今井第 1 農村公園	今井 2879-1	敷地面積 400 m ²	耕地課
今井第 2 農村公園	今井 2263	敷地面積 300 m ²	耕地課
今井第 3 農村公園	今井 5984-1	敷地面積 1,250 m ²	耕地課
島内農村公園	島内 8228-1	敷地面積 1,623 m ²	耕地課
白川農村公園	寿豊丘 117-6	敷地面積 5,990 m ²	耕地課
中山農村公園	中山 6668-ハ	敷地面積 2,099 m ²	耕地課
岡田慶弘寺農村公園	岡田伊深 1175-1	敷地面積 2,209 m ²	耕地課
岡田町農村公園	岡田町 295	敷地面積 297 m ²	耕地課
里山辺林農村公園	里山辺 4571-1	敷地面積 1,169 m ²	耕地課
しがビューティフルパーク	会田 3299	敷地面積 140,124 m ²	耕地課
ふるさと公園しが	会田 1046	敷地面積 5,346 m ²	耕地課
安曇屋内交流広場	安曇 2766-2	鉄骨平屋 483 m ²	農政課

小原農村公園	奈川 2124-1	敷地面積 5,268 ㎡	耕地課
立田農村公園	梓川梓 2348-1	敷地面積 3,048 ㎡	耕地課
下角農村公園	梓川梓 393	敷地面積 1,160 ㎡	耕地課
氷室農村公園	梓川倭 2806-10	敷地面積 1,019 ㎡	耕地課
花見農村公園	梓川上野 648-3	敷地面積 1,261 ㎡	耕地課
田屋農村公園	梓川上野 3469-23	敷地面積 6,250 ㎡	耕地課
大久保農村公園	梓川梓 3454	敷地面積 4,042 ㎡	耕地課
波田下新田農村公園	波田 6589-1	敷地面積 1,098 ㎡	耕地課
八景山マレットゴルフ場	梓川上野 853-1	敷地面積 8,604 ㎡	耕地課

(3) 体験交流施設及び研修宿泊施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
農林漁業体験実習館	岡田下岡田 1456-2	木造平屋 200 ㎡	農政課
坊主山クライנגルテン	取出 481-1	総面積 28,522 ㎡ 53 区画	農政課
緑ヶ丘クライングルテン	中川 1747-1	総面積 33,828 ㎡ 78 区画	農政課
錦部農村共同作業施設	保福寺町 81-4	鉄骨平屋 386 ㎡	農政課
会田農村共同作業施設	会田 3912-2	鉄骨平屋 248 ㎡	農政課
四賀農作業準備休憩施設	会田 3012-1	鉄骨平屋 150 ㎡	耕地課
大原クライングルテン	奈川 2213-29	総面積 32,872 ㎡ 35 区画	農政課
神谷クライングルテン	奈川 576-1	総面積 13,441 ㎡ 18 区画	農政課
入山クライングルテン	奈川 4678-1	総面積 18,019 ㎡ 7 区画	農政課

(4) 農産物加工直売施設

施設名	所在地	施設の概要・規模等	所管課
四賀地域資源利活用施設	七嵐 120-2	木造平屋 124 ㎡	農政課
四賀地域食材供給施設	反町 26-1	木造平屋 194 ㎡	農政課
今井農産物直売施設	今井 886-2	鉄骨平屋 1,833 ㎡	農政課
安曇番所農産物加工販売施設	安曇 3972-2	木造平屋 116 ㎡	農政課
安曇稲核農産物加工販売施設	安曇 3358-1	木造一部 RC 平屋 414 ㎡	農政課
安曇島々農産物加工販売施設	安曇 745-1	鉄骨平屋 259 ㎡	農政課
グレンパークさわんど	安曇 4144-17	鉄骨 2 階建 延 745 ㎡	農政課
安曇風穴の里	安曇 3528-1	鉄骨平屋等 延 1,261 ㎡	農政課
ながわ山彩館	奈川 2120-1	木造平屋 585 ㎡	農政課
梓川水田農産物処理加工施設	梓川倭 4175-1	鉄骨平屋 404 ㎡	農政課
梓川地場産品直売センター	梓川倭 2102-1	敷地 1,306 ㎡ 木造平屋 137 ㎡	農政課
波田農産物加工販売施設	波田 8501-1	木造平屋 328 ㎡	農政課
奈川農産物貯蔵施設	奈川 2395-1	鉄骨平屋 36 ㎡	農政課
奈川農機具倉庫	奈川 2554-10	木造平屋 75 ㎡	農政課

(5) 排水処理施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
大野田農業集落排水処理施設	安曇 245-1	処理施設 1,096 m ² 管路施設 L=2,257 m	耕地課
島々農業集落排水処理施設	安曇 720-1	処理施設 1,040 m ² 中継ポンプ 3 基 管路施設 L=3,066m	耕地課
稲核農業集落排水処理施設	安曇 2403-3	処理施設 1,471 m ² 中継ポンプ 2 基 管路施設 L=2,018m	耕地課
野沢小規模集合排水処理施設	安曇 609-4	70 人槽 中継ポンプ 管路施設 L=139m	耕地課

(6) その他施設

施 設 名	所 在 地	施設の概要・規模等	所 管 課
四賀有機センター	中川 2184-127	建物面積 5,420 m ² 処理能力 40.5 t / 日	農政課
木曽馬牧場	奈川 1173-10	敷地 337,822 m ² 木造平屋 106 m ²	農政課

46 行政事務組合

組合名	共同処理する事務	執行機関	議会等	事務所
安曇野市 ・松本市 山林組合	山林の管理・経営 217 筆 2,931,888.6 m ²	管理者 安曇野市長 副管理者 松本市長 安曇野市副市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 11 人 安曇野市 7 人 豊科 6 人 明科 1 人 松本市 4 人 島内、 岡田各 2 人 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 豊科 6000 番地 安曇野市役所内
安曇野・ 松本行政 事務組合	広域 23 排水路の維持管理 L=56,839m 排水管理施設 90 ヲ所(水門等) 関係土地改良区数 8 土地改良区	組合長 安曇野市長 副組合長 松本市長 会計管理者 安曇野市会計管理者	議員総数 5 人 安曇野市 4 人 豊科、三郷、 穂高、堀金 各 1 人 松本市 1 人 梓川 1 人 監査委員 2 人 議会選出、 有識者各 1 人	安曇野市 堀金烏川 3187-1 安曇野地区広域 排水事業所内

47 労働者の現況

(1) 事業所数及び従業者数

事業所数	従業者数(人)
13,051	119,991

資料：令和3年経済センサス活動調査（長野県速報結果）

(2) 労働力人口等

項目名		数値
労働力人口	人数(人)	122,895
	割合(%)	59.7
就業者	人数(人) (男女別の不詳含む。)	128,706 (第1次産業 6,737) (第2次産業 30,059) (第3次産業 91,910)
	率(%)	57.8
完全失業者	人数(人)	4,006
	率(%)	3.26
女性就業者	人数(人)	53,922
	率(%)	51.0
高齢者就業者	人数(人)	19,511
	率(%)	29.3

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就業者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの ①就業者ではない ②仕事があればすぐ就くことができる ③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。

(3) 最低賃金

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。(事業場で働く常用労働者、季節労働者、日雇いなどの臨時的労働者及びパートなど)

長野県地域別 最低賃金	時間額(円)	発効年月	※産業別最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。(産業別最低賃金の該当業種であっても、業務・年齢等によっては適用が除外され、地域別最低賃金が適用される場合があります。)
	908	R4.10.1	

—長野労働局—

(4) 有効求人倍率の推移（各年度3月数値）

年 度	全国	長野県	松本職安管内
2	1.10	1.25	1.21
3	1.22	1.45	1.50
4	1.32	1.51	1.65

—長野労働局 松本公共職業安定所—

(5) 障がい者雇用率

区 分	※法定雇用率（R3.3.1改正）
一般事業主	2.3 %
国・地方 公共団体	2.6 % (都道府県等の教育委員会 2.5 %)

※ 「障がい者の雇用の促進等に関する法律」による

48 技能功労者褒賞

60歳以上で同一職種に30年以上従事し、指導的立場で、業界の振興・発展に寄与された市民を、毎年11月23日の勤労感謝の日に式典を開催し、褒賞を行っています。（令和2年度5人、令和3年度4人、令和4年度6人）

49 職業・労働相談

雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、平成15年度から実施しています。相談員が原則として月4回、相談に応じています。

（単位：件）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	103	86	117

50 勤労者心の健康相談

複雑多様化した労働環境の中で、上司や同僚等との人間関係の悩みや家庭での問題など、不安・ストレスなどから勤労者の心の健康の回復を図ることを目的に、平成14年度から、主として松本地域に働く中小企業の勤労者やその家族を対象に、毎月5回、産業カウンセラー・心理カウンセラーによる相談を実施しています。

（単位：件）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	127	78	123

51 若者職業なんでも相談

自分のやりたいことがわからなかったり、どんな職業に向いているのかなど、自分の将来の身の振り方がわからず悩む若者等の相談に応じることを目的に、平成 15 年度から、毎月 2 回、産業カウンセラー、キャリアカウンセラーによる相談を実施しています。

(単位：件)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数	47	64	87

52 労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み、労使間のトラブルなどの解決を図るため、専門の労働相談員を配置し、弁護士・司法書士・社会保険労務士による相談にも応じている NPO 法人に対し、委託している相談事業です。

平成 16 年度に、緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成 17 年度からは松本市単独事業として継続しています。

(1) 委託先 NPO 法人ユニオンサポートセンター

(2) 相談受付件数と内容分類

(単位：件)

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
2	3,307	108	60	154	636	4,265
3	3,288	96	53	142	435	4,014
4	3,041	88	72	128	407	3,736

53 勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行っています。

(融資条件等)

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

融資限度額	返済期間	償還方法	利 率	信用保証
300 万円	10 年以内	元利均等償還	固定 年 1.98%～ 変動 年 1.68%～	有

※ 利率は、自動車に関する資金の場合

(勤労者資金融資の推移)

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当年度	件数 (件)	8	2	1
	金額 (千円)	15,150	4,500	1,730
年度末 残 高	件数 (件)	32	26	15
	金額 (千円)	26,491	21,720	15,142

54 雇用対策事業

(1) 就職氷河期世代支援事業

雇用環境が厳しい時期に就職活動をしたため、不安定な仕事に就いたり、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方々がいます。

就職氷河期世代の活躍の場を広げられるように、就労に係る相談事業を実施します。

(2) 女性活躍推進事業

雇用における人員・人材不足が懸念される中、結婚や育児により離職した女性の再就職など、貴重な労働力の確保に期待が寄せられています。

社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援します。

55 ものづくり人材育成事業

(1) 技能五輪大会

第 60 回技能五輪全国大会 (全国青年技能者技能競技大会)

ア 開催日程 令和 4 年 11 月 4 日 (金) ~ 11 月 7 日 (月)

イ 開催場所 千葉県幕張メッセ他 全 13 会場

ウ 競技職種 — 全 41 職種 —

エ 出場選手 松本市から 3 名 (長野県全体で 46 名)

職種: レストランサービス、建築大工、西洋料理

オ 成績 (松本市出場選手) 入賞者なし

(2) ものづくり人材育成の支援

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織「松本市ものづくり人材育成連絡会」を平成 25 年 7 月 24 日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援しています。

56 (一財) 松本市勤労者共済会

市内の中小企業等に勤務する者の、福祉の向上を図ることを目的に、昭和 47 年に任意団体として松本市勤労者互助会が発足しました。その後、平成 2 年に松本市勤労者共済会と改称し、平成 17 年には財団法人松本市勤労者共済会に、さらに、平成 20 年度の公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月 1

日から一般財団法人へ移行しています。

(1) 会員資格

- ・市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主
- ・パートタイマー、その他これに準じる者

(2) 入会金、会費

- ・入会金 1 人 入会時 500 円
- ・会費 1 人 月額 500 円

※会費は、原則として全額事業主負担です。

(3) 主な事業内容

- ア 共済金給付事業 会員への祝い金、見舞金等の給付
- イ 施設利用補助 スポーツ施設、保養施設、レクリエーション施設等の割引利用及び提携契約施設等の利用補助
- ウ 福利・厚生事業 レクリエーション事業、マナー教室等の教養講座の開催
- エ 健康維持増進事業 人間ドック受診補助、健康講座等の開催

(4) 会員数

(各年度 3 月 31 日現在)

年 度	事業所数(事業所)	会員数 (人)
2	1,454	7,967
3	1,438	7,676
4	1,410	7,584

57 松本市勤労者福祉センター

昭和 47 年に県が「長野県松本勤労者福祉センター」の名称で建設した施設であり、開設当初から本市が指定管理者の指定を受け管理運営を行ってきました。

平成 30 年度に、長野県から松本市に移管され、名称を松本市勤労者福祉センターとし、「市民の勤労福祉の増進と文化の向上を図ること」を目的に施設の管理運営を行っています。

- (1) 位 置 松本市中央 4 丁目 7 番 26 号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積 5,220.43 m²
建築面積 1,484.50 m²
延床面積 3,138.43 m²
- (3) 開 館 昭和 47 年 4 月 1 日 (長野県松本勤労者福祉センター)
平成 30 年 4 月 10 日 (松本市勤労者福祉センター)
- (4) 施設内容 大会議室 (306 人収容)、会議室 10 室 (18 人～132 人収容)
- (5) 事 業 費 建築当初 約 250,000 千円
改修費用 約 538,000 千円
- (6) 開館時間 午前 9 時～午後 9 時 30 分
- (7) 休 館 日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日)

(8) 使用状況

年 度	使用件数(件)	使用人数(人)	使用料収入(千円)	使用料減免額(千円)
2	4,215	93,813	10,062	6,375
3	4,999	116,662	14,448	4,336
4	5,631	125,362	17,218	4,806

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため4月18日から5月21日まで休館

58 松本市勤労会館

勤労者の福祉の向上と研修並びに教養を高める施設として、広く労働福祉の充実を図っています。

- (1) 位 置 松本市中央4丁目7番22号
- (2) 規 模 構 造 鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積 561.90 m²
建築面積 301.89 m²
延床面積 583.26 m²
- (3) 開 館 昭和60年12月1日
- (4) 施設内容 会議室
- (5) 総事業費 101,807千円
- (6) 開館時間 午前9時～午後9時30分
- (7) 休 館 日 毎月第1・第3火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (8) 使用状況

年度	会 議 室 使用件数(件)	会 議 室 使用人数(人)	使用料収入額	
			会議室(千円)	事務室(千円)
2	245	2,717	350	2,303
3	494	5,080	858	2,050
4	694	7,460	1,364	1,827

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため4月18日から5月21日まで休館

59 農業委員会事務局

(1) 農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和3年8月に改選され、両者が協力し合い、農地の権利移動、転用、利用関係の調整の他、農地利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に力を入れています。今後、人・農地プランに基づき10年後の農地の効率的、総合的な利用の姿を表す目標地図の作成に協力します。

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員

区分	条例 定数	実数	任期	備考
農業委員	26 人	26 人	令和 3 年 8 月 9 日 ～令和 6 年 8 月 8 日	地区又は団体からの推薦並び に公募に基づく市長の任命
農地利用最適化推進委員	18 人	18 人	令和 3 年 8 月 12 日 ～令和 6 年 8 月 8 日	地区からの推薦並びに公募に 基づく農業委員会の委嘱

(3) 農地の移動処理状況

農地を農地として売買 又は賃借するもの (農地法第 3 条)		自分の農地をかい廃 するもの (農地法第 4 条)		農地をかい廃する目的で 売買又は賃借するもの (農地法第 5 条)		農地賃借の解約 (農地法第 18 条)	
件数	面積(ha)	件数	面積	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
53	10.12	92	2.77	227	14.68	150	41.20